

介護サービス作成等介護保険事業の適切な運営のための 要介護認定及び要支援認定に係る情報提供について（手引き）

郡山市では、要介護者及び要支援者の介護サービス計画の適正かつ円滑な作成と要介護者本人等の負担軽減を目的として要介護認定及び要支援認定に係る保有個人情報の外部提供を実施しています。

外部提供の手続き及び取り扱いについては、次のとおりとなっておりますので、お読みください。

◎ 外部提供の対象者

外部提供を受けることができるのは、介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために情報を必要とする事業者等です。

◎ 外部提供する情報

外部提供は、認定を受けた被保険者が、認定申請の際に自己の保有個人情報を介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために利用されることについて同意をしている場合に限られ、提供する情報は、次のいずれかのものとします。

ア 認定調査票

イ 主治医意見書（ただし、当該意見書を作成した主治医が同意した場合に限る。）

ウ 一次判定結果（認定審査会資料）

※一次判定結果については、処分前のものとします。

◎ 外部提供依頼方法

1. 保有個人情報外部提供依頼書の提出

年度単位で初回のみ、提出してください。

【保有個人情報外部提供依頼書の記入箇所】

①事業所名

②事業所所在地

③電話番号

④事業所番号

⑤職・氏名

依頼者は、事業所等の代表者（所長、管理者、施設長等）としてください。

⑥利用する保有個人情報の内容

依頼する保有個人情報の内容について、チェックをしてください。

後日、申請に対しての諾否を決定し、その内容を保有個人情報提供回答書により通知致します。

2. 保有個人情報提供被保険者名簿の提出

保有個人情報提供回答書において、承諾（提供）の決定を受けた事業者等は、保有個人情報の外部提供を受けようとする際、保有個人情報外部提供被保険者名簿に必要事項を記入し、提出してください。

3. 確認事項

新規の被保険者に係る保有個人情報外部提供被保険者名簿を提出する際は、名簿に記載された被保険者の介護サービス計画を作成することが明らかであることを証明する書類として、以下の書類を併せてご用意ください。

【居宅サービス計画又は介護予防サービス計画作成の場合】

次のア・イのうちいずれか一つを確認します。

ア 介護サービス計画作成依頼届出書又は介護予防サービス計画作成依頼届出書

イ 現在有効な契約書（コピー可）

①契約書が「居宅介護支援等」の契約であることを示す部分（「契約の目的」部分）

②事業所および被保険者の押印部分

※上記①②について確認いたしますので、コピーを持参する場合は、両方の部分のコピーをお持ちください。

【施設サービス計画作成の場合】

契約書、入所申込書等の施設入所者であることが確認できる書類（コピー可）

※同一被保険者における二回目以降の請求時（更新申請・区分変更申請認定後等）には、初回請求時に添付された上記書類の確認をもって、外部提供を行います。

4. 郵送による申請方法（市外事業所など）

「保有個人情報外部提供依頼書」及び「保有個人情報外部提供被保険者名簿」に必要事項を記入し、上記確認書類のいずれかを添付の上、郵送してください。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信先の事業所名・事業所住所を記入し、

94円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(※) 情報提供の回数は、同一の個人情報につき1回です。特段の事情がない限り、一度提供した情報については再び提供依頼をすることが出来ませんので、管理等はしっかり行ってください。

[お問い合わせ先]

郡山市役所 介護保険課 認定係
〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23-7
電話番号：024-924-3074
FAX：024-934-8971
Eメール：kaigo-nintei@city.koriyama.lg.jp